○国土交通省環境省経済産業省告示第百七十二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省環境省経済産業省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づきコベルコ建機株式会社から、承認事業者の名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月十八日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

1．変更する承認事業者の名称

新	旧
コベルコ建機株式会社	コベルコクレーン株式会社

2．変更する承認事業者の住所

新	旧
広島県広島市佐伯区五日市港二丁目２番１号	東京都品川区北品川五丁目５番15号

3．変更年月日

平成28年４月１日

○国土交通省環境省経済産業省告示第百七十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省環境省経済産業省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十八年八月十日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十八年十月十八日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ２－61	ユネクレーンズ　ＳＭＶ　16－1200Ｂ	ユネクレーンズ株式会社	東京都品川区大崎１丁目６番４号
ＮＳ２－86	ユネクレーンズ　ＳＭＶ　37－1200Ｂ	〃	〃

○国土交通省環境省経済産業省告示第百七十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省環境省経済産業省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十八年九月六日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十八年十月十八日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ－376	タカキタ　ＳＲ　1231Ｃ	株式会社タカキタ	三重県名張市夏見2828番地

○国土交通省環境省経済産業省告示第百七十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省環境省経済産業省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十八年九月二十六日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十八年十月十八日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ－675	ボルボ　Ｇ930	山崎マシーナリー株式会社	静岡県磐田市飛平松216番地１

官　庁　報　告

官　庁　事　項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第１項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

平成二十八年十月十八日

金融庁長官　森　信親

認可日　平成二十八年九月二十九日

貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）第32条に定める事項を始めとする協会員が貸金業の業務運営に関し遵守すべき事項及びこれに関連する事項等を定めることによって、協会員の貸金業に係る業務の適正な運営を確保し、もって、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則における用語の定義は、法で定めるものに準ずる。

（法令遵守等）

第３条　協会員は、法その他の関係法令等（「貸金業者向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）及び平成25年12月５日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」という。）を含む。）を遵守するほか、第２章各則その他規則によって遵守しなければならないものとして定められた事項を遵守しなければならない。

２　協会員は、この規則によって遵守に努めるべきものとして定められた事項について、その遵守に努めることとする。

３　協会員は、前２項以外の事項であって、この規則によって法令遵守に関連する事項として定められた事項については、これを参考に貸金業務に係る業務運営を行うこととする。

４　協会員は、前各項の目的を実現するため、必要に応じて監督指針で示された規範を踏まえ貸金業の業務を行うこととする。ただし、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることにより、法令を遵守し、業務の透明性及び適正性を確保することとする。